

# 建築物石綿含有建材調査者講習（一般）

《福島労働局長登録講習機関 登録番号第2号 登録満了日R8. 11. 10》

主催 一般社団法人福島県労働基準協会

## 【実施要項】

TEL (024) 522-6717

建築物石綿含有建材調査者講習登録規程に基づき、下記のとおり実施いたします。

会場	会場名	とうほう・みんなの文化センター			
	所在地	福島市春日町5-54	TEL	024-534-9191	
期日	1日目	令和6年5月21日	(火)	9:30 ~ 17:00	2日間
	2日目	令和6年5月22日	(水)	8:30 ~ 16:40	
定員	100名	※定員になり次第締め切ります			
受講料等	内訳	金額(円)	消費税10%	合計	
	受講料1名分	35,000	3,980	43,780	
	テキスト代	4,800			
受講資格	<p>《別紙》「受講資格証明書」の受講資格に該当する者                  ※受講資格のない方は受講できませんので、ご注意願います                  ※該当受講資格番号により添付書類が異なりますのでご注意願います                  ◎添付書類に「修了証の写し」を添付の方は当日原本を持参願います                  ◎添付書類に「卒業証書の写し」を添付の方は当日原本を持参願います                  ◎添付書類に「卒業証明書」を添付の場合は原本を添付願います</p>				
申込方法	WEB後 郵送	申込方法	受付開始日	開始時刻	
		インターネット	令和6年4月9日 (火)	10:00~	
※受講資格の確認が必要です 受講票がメールで届いたら、別紙「受講資格証明書」等を郵送願います（受講資格がない場合は受講できません） 〒960-8035福島市本町5-8 福島第一生命ビルディング4F					
申込先	一般社団法人福島県労働基準協会 <a href="https://www.fukuro.or.jp">https://www.fukuro.or.jp</a> ホームページ【講習会のご案内】 ※受付開始日の10:00~『講習一覧』の講習名を選択できるようになります ※原則として事業場情報を登録の上、申込み願います ※自動受付ではないため、送信が完了しても受付できない場合があります				
送金先	WEB受付完了後、受講票が届いたら、速やかに「受講資格証明書」等を郵送し、指定口座にご送金願います ※事業場名の頭に「受講番号」を入れてご送金願います				
	送金口座	東邦銀行 本店営業部 普通預金 2666878 一般社団法人福島県労働基準協会	※送金手数料はご負担願います ※講習により口座が異なります		
	送金締切日	令和6年5月14日 (火)			
キャンセル	※講習日の前々日までにご連絡いただいた場合は返金します （テキスト送付済みの場合、テキスト代は返金しません） ※感染症予防対策として体調不良の場合は直前でも返金します ※返金に係わる送金手数料は差し引きます				

テキスト	<p>「石綿含有建材調査者テキスト一般建築物・一戸建て等用」 《第2版》 中央労働災害防止協会発行 （不要の場合は申込時に入力願います）</p> <p>※テキストは、「受講資格証明書」等及び送金の確認後に送付します （【修了考査対策】として事前送付しますので予習願います）</p> <p>※当日忘れずに、ご持参願います</p>			
学科免除 について	<p>《別紙》「受講資格証明書」の受講資格番号1「石綿作業主任者技能講習」 の修了者は下記講習科目の一部が免除となります（希望者のみ）</p> <p>※ただし、修了試験の出題範囲となっておりますので、受講をお勧めします</p>			
	免除科目	建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識1	1時間	
※受講料は同額です				
講習科目	建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識1 ※学科免除対象		1時間	
	建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識2		1時間	
	石綿含有建材の建築図面調査		4時間	
	現場調査の実際と留意点		4時間	
	建築物石綿含有建材調査報告書の作成		1時間	
	修了考査（マークシート筆記試験）		1.5時間	
修了証明書 交付	<p>「修了証明書」は、全科目を受講（一部免除希望者を除く）し、 修了考査の合格者に郵送します</p> <p>※修了考査はマークシート筆記試験のため『鉛筆・消しゴム』持参願います</p>			
受講証明書 交付	修了考査で不合格の方には「受講証明書」を交付します			
	※有効期限内（受講を修了した翌々年度末）までに再試験を受けられます			
	内 訳	金額(円)	消費税10%	合計
再試験料	5,000	500	5,500	
氏名欄に ついて	労働安全衛生規則の一部改正により修了証明書の氏名欄に旧姓を使用した氏名及び通称を併記できるようになりました			
	併記を希望する場合は、申込書の氏名欄に記載し、下記確認書類を添付願います			
	旧姓使用	戸籍抄本・旧姓を併記した住民票・運転免許証の写し等		
通称	住民票又はそれに類する書類			
注意事項	<p>※各自自宅で検温し、37.5℃以上の場合は受講をご遠慮願います</p> <p>※2日目に本人確認を行いますので、マイナンバーカード・運転免許証等をご持参願います</p> <p>※遅刻・早退は認めていません。時間厳守願います。</p>			
	※修了証明書用の写真は初日に撮影します （学科一部免除希望者は休憩時間に撮影）		撮影時間帯	8:30 ~ 9:20
			初日受付終了時刻	9:20

《別紙》

建築物石綿含有建材調査者講習（一般）

受講資格証明書

会場名	とうほう・みんなの文化センター	期日	令和6年5月21日
			令和6年5月22日
		受講番号	


※WEB申込後受講番号を記入願います

氏名		生年月日	年 月 日
----	--	------	-------

上記の者は、下記受講資格番号の( )に該当します。 ※番号を記入

番号	受講資格	添付書類
1	労働安全衛生法別表第18第23号に掲げる「石綿作業主任者技能講習」を修了した者 ※学科の一部免除を希望する場合のみ右欄にチェック 希望する <input type="checkbox"/>	修了証の写し ※当日原本持参
2	学校教育法による大学(短期大学を除く)において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して2年以上の実務の経験を有する者	①卒業証書の写し ※当日原本持参 又は 卒業証明書(原本)  ②実務経験証明書
3	学校教育法による短期大学(修業年限が3年であるものに限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む)において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程(夜間において授業を行うものを除く)を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。4において同じ)、建築に関して3年以上の実務の経験を有する者	
4	学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む)又は高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して4年以上の実務の経験を有する者(3に該当する者を除く)	
5	学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して7年以上の実務の経験を有する者	
6	建築に関して11年以上の実務の経験を有する者	
7	労働安全衛生法等の一部を改正する法律(平成17年法律第108号)による改正前の労働安全衛生法別表第18第22号に掲げる「特定化学物質等作業主任者技能講習」を修了した者で、建築物石綿含有建材調査に関して5年以上の実務の経験を有する者	①修了証の写し ※当日原本持参 ②実務経験証明書
8	建築行政に関して2年以上の実務の経験を有する者	実務経験証明書
9	環境行政(石綿の飛散の防止に関する者に限る)に関して2年以上の実務の経験を有する者	実務経験証明書
10	労働安全衛生法第93条第1項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は同項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であった者	実務経験証明書
11	労働基準監督官として2年以上その職務に従事した経験を有する者	実務経験証明書
12	2～11までのいずれかに該当する者と同等以上の知識及び経験を有する者 *第一種作業環境測定士又は第二種作業環境測定士であって、建築物石綿含有建材調査に関して5年以上の実務の経験を有する者	①作業環境測定士登録証の写し ※当日原本持参 ②実務経験証明書

※受講資格番号1「石綿作業主任者技能講習修了者」以外の者は下記実務経験証明書に証明

<p><b>【実務経験証明書】</b></p> <p>上記受講資格番号( )の実務に次の期間従事しました。 ※番号を記入</p> <p>年 月 日から</p> <p>年 月 日まで ※継続中の場合、下記証明日と同じ日付を記入</p> <p>年 月 日 ※期間の合計(従事していない期間は差し引く)</p> <p>上記の記載内容については、相違ないことを証明します</p> <p>年 月 日</p> <p>所在地</p> <p>事業場・行政機関名</p> <p>代表者 職 氏名</p> <div style="text-align: right;">  </div>
--

\*実務経験証明書は**事業主等の「役職印」**を押印し証明すること

\*なお、押印に代えて、事業主等の自筆による署名(職名と氏名)でもかまいません